

第86回がん対策推進協議会	資料 2
令和 4 年11月30日	

第 4 期がん対策推進基本計画全体目標について

厚生労働省

健康局 がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

これまでの基本計画における全体目標について

第1期がん対策推進基本計画（平成19年度～平成23年度）

「がんによる死亡者の減少」

「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」

第2期がん対策推進基本計画（平成24年度～平成28年度）

「がんによる死亡者の減少」

「全てのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」

「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」

第3期がん対策推進基本計画（平成29年度～令和4年度）

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

- ①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- ②患者本位のがん医療の実現
- ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

全体目標に関してこれまでいただいた主なご意見

- 「いつでも」、「どこでも」に加えて、「誰もが」と明記し、患者の経済・雇用状況、家族状況、障害の有無、年代・性別、文化的背景等に関係なく、誰もが安心かつ納得できるがん医療や支援を受けられるようにすること、即ち、誰一人取り残さない（leave no one behind）、包摂性・多様性といった価値を全体目標の中で示すことができれば良いのではないかと考える。
- 第4期の全体目標は「がん患者を含めた国民すべてが、がんを知り、関わり、一人ひとりのWell-beingを実現する。」のようにしてはどうか。全体目標は社会の変化と医学の進歩を捉えた、国民に伝わりやすい表現へとアップデートすべきである。「格差を是正し、誰も取りこぼさない」という考え方をベースにした「多様性とWell-being」がこれからの社会のキーワードであり、本計画においても発信すべきメッセージであると考えます。
- 患者、家族、遺族を代表する者ががん対策推進協議会に参画し、切れ目なく将来のがん対策に寄与していくために人材育成や世代交代を行っていくという視点で、患者・市民参画は非常に重要なことである。

第4期基本計画の全体目標（案）

- これまでの基本計画及び協議会でのご意見、第3期中間評価を踏まえ、以下についてどのように考えるか。

全体目標（案）

誰もが、正しくがんを知り、納得できるがん医療を受けられ、
自分らしく生きられる社会を、全ての国民でつくりあげる。

全体目標に含める要素（案）

- 第3期中間評価やこれまでの協議会でご意見が多かった「情報の均てん化」、
「地域間及び医療機関間における取組状況の差」について
- 基本計画の3本の柱である「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」に
ついて
- 新たに「基盤」に位置づけられる「患者・市民参画の推進」について